

令和6(2024)年度

42条2項道路(後退道路)舗装工事

設 計 書

足 利 市

令和6年度 (2024)	工事番号		現 説 有・無	指 名 随 意 条件付一般	部長専 選考委	前金払 有・無	部分払 (回)	国・県 市・受	併 合 施 工		
工事名	4 2 条 2 項道路(後退道路)舗装工事										
工事箇所 予算額	足利市 市内各所 千円 予算対比額			過不足理由 ・予算措置							
予算科目	款 項 目 事 節										
請負工事費計											
工事価格											
消費税相当額											
工 事 概 要	<p>【工事箇所 市内各所】</p> <p>舗装工 表層 (エコスラグ入り再生密粒As, t=4cm) 1m2当り 上層路盤 (粒度調整碎石M-40, t=5cm) 1m2当り</p> <p>【設計理由】 建築基準法第4 2 条 2 項道路 (後退道路) の整備に伴う単価契約</p>										
						予定工期	月	日～	月	日まで	日間

総括情報表

事務所 設計書名 変更回数	02 足利市 実施設計書 当初 06-00000000000-40 0		
適用単価区分 適用単価地区 適用単価世代	1 実施単価 01 安足土木管内②(旧足利) 0-060301(0)		
諸経費体系 ファイル名	1 一般公共 42条2項道路（後退道路）舗装工事. ES5		
	当 世 代	前 世 代	
前払率 工種 現場環境改善費 市街地補正区分 交通規制区分 ゼロ債務工事に係る補正 週休二日補正区分 契約保証方法 消費税等の率	06 舗装工事 00 計上しない 12 市街地以外 02 一般交通影響あり（2） 01 補正なし 01 補正なし 03 補正なし 06 10%適用		

数量総括表

工事区分(項目)・工種・種別・細別	規 格	単 位	数量 (前回)	数量 (今回)	摘 要
本 工 事					
舗装		1 式			Y0IZZ
道路土工		1 式			Y0I1Y
掘削工		1 式			Y0I1Y200
掘削		式		1	Y0I1Y200A00
土砂等運搬		式		1	Y0I1Y200A01
舗装工		1 式			Y0I24
アスファルト舗装工		1 式			Y0I24212
上層路盤 (車道・路肩部)	粒度調整碎石M-40 t=5cm	m 2		1	Y0I24212A1L
表層 (車道・路肩部)	エコスラグ入り再生密粒As(13)-50 t=4cm	m 2		1	Y0I24212A1S
直接工事費		1 式			
共通仮設費 (率分)		1 式			
共通仮設費計		1 式			
純工事費		1 式			
現場管理費		1 式			
工事原価		1 式			
一般管理費等		1 式			
一般管理費等計		1 式			

数量総括表

工事区分(項目)・工種・種別・細別	規 格	単 位	数量 (前回)	数量 (今回)	摘 要
** 工事価格 **		1 式			
** 工事価格計 **		1 式			

特記仕様書

(■：適用する □：適用しない)

項目	事項
総則	<p>適用範囲</p> <p>本工事請負者は、足利市工事請負契約書、設計図面に基づく他、「栃木県土木工事共通仕様書（平成31（2019）年版）」、「栃木県GALS/EC電子納品運用に関するガイドライン（案）（平成26年4月版）」及び、本特記仕様書によるものとする。</p> <p>その他不明の点がある場合は、監督員と協議して施工すること。</p>
工程関係	<p>■ 1 本工事の工期は、週休2日制及び雨天、その他年末年始休暇等を見込んでいる。</p> <p>□ 2 河川に関する工事であるため、出水期を考慮している。</p> <p>□ 3 本工事区間は、現在 _____ 工事が _____ 月 _____ 頃まで施工中なので、工程等に注意すること。</p> <p>□ 4 _____ と協議の結果、 _____ の条件があるので、工程等に注意すること。</p> <p>□ 5 その他 内容：</p>
現場代理人の専任関係	<p>足利市が発注する工事で現場代理人の兼任については次のとおりとする。</p> <p>■ 兼任可</p> <p>■ 兼任を認める工事の件数は2件までとし、いずれも請負代金額が4000万円未満であること。</p> <p>ただし、兼任する工事が令和6（2024）年3月31日までに契約している場合は、3件まで認める。</p> <p>□ 兼任不可</p> <p>□ 請負代金額が4000万円未満となった時は兼任可とする。</p> <p>□ 請負代金額が4000万円未満であっても、兼任不可とする。</p>
法定外労災保険の付保	<p>■ 1 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。</p>
舗装技術者の配置関係	<p>□ 1 舗装技術者の配置</p> <p>① 本工事において、舗装工事の施工、品質管理等を適正に行い、舗装工作物の品質確保を図るため、舗装に関する資格を有する技術者（以下、「舗装技術者」という。）を配置するものとする。</p> <p>② 舗装技術者は、主任技術者又は監理技術者（以下、「主任技術者等」という。）を補佐し、舗装に関する知識・技術をもって舗装工作物の品質確保に寄与するほか、舗装工の施工時において当該工事の現場に従事し、舗装工の施工に関する現場、出来形、品質等の管理について主任技術者等と連携して業務に当たるものとする。</p> <p>③ 舗装技術者の配置を要する期間は、下記のものを実施する期間とする。</p> <p>□ 路盤</p> <p>□ アスファルト舗装</p> <p>□ その他（ _____ ）</p> <p>④ 舗装技術者は、本工事の請負人（以下、「元請負人」という。）と直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、かつ、社団法人日本道路建設業協会が実施する舗装施工管理技術者資格試験に合格して、同協会会長から舗装施工管理技術者資格者証の交付を受けた1級又は2級舗装施工管理技術者とする。なお、恒常的な雇用関係とは、契約日現在で3ヶ月以上雇用していることをいう。</p> <p>⑤ 下請負人からの舗装技術者の選任の可否</p> <p>□ 選任を可とする。</p> <p>□ 選任を不可とする。</p> <p>舗装工を下請負により施工する場合で、当該下請負人（第一次下請負に限る。）から舗装技術者を選任する場合は、上記④の「元請負人」とあるのは「下請負人」と、「契約日」とあるのは「下請契約日」と読み替えるものとする。</p>
路面標示施工技能士の配置関係	<p>□ 1 路面標示施工技能士の配置</p> <p>① 本工事において、路面標示設置工事の施工、品質管理等を適正に行い、路面標示の品質確保を図るため、路面標示に関する資格を有する技術者（以下、「路面標示施工技能士」という。）を配置するものとする。</p> <p>② 路面標示施工技能士は、主任技術者又は監理技術者（以下、「主任技術者等」という。）を補佐し、路面標示に関する知識・技術をもって路面標示の品質確保に寄与するほか、路面標示の施工時において当該工事の現場に従事し、路面標示の施工に関する現場、出来形、品質等の管理について主任技術者等と連携して業務に当たるものとする。</p> <p>③ 下請負人からの路面標示施工技能士の選任を可とする。</p>
事前調査関係	<p>■ 1 本工事に必要な関係官公署、企業等への諸手続きは、請負者が行う。</p> <p>□ 2 本工事に先立ち、地下埋設物等の「事前調査チェックシート」を監督員に提出すること。</p> <p>■ 3 設計図書に記載がない場合においても調査しそれぞれの管理者の立会いを求め、管理者不明の占用物件を発見した場合には、その位置を確認すること。また、その結果を図面に記し、監督員に提出し協議すること。</p>
用地関係	<p>□ 1 工事用地等に未処理部分があるので、監督員と協議のうえ、立入り等を行うこと。</p> <p>なお、令和 _____ 年 _____ 月 _____ 頃、解決の見込みである。</p> <p>□ 2 その他 内容：</p>
境界関係	<p>■ 1 工事施工に先立ち境界杭を確認するとともに、工事によりその保全が難しい場合においては引照点をとることとし引照点の設置及び境界杭の復元時には隣接土地所有者の立会いを求め、設置すること。</p> <p>境界杭の管理においては、控え長の写真を撮り、また復元時においても写真で記録を残すこととし、工事写真帳に添付すること。</p> <p>□ 2 その他 内容：</p>
公害対策関係	<p>□ 1 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵等）のため、次のとおり行うこと。</p> <p>A. 施工方法：</p> <p>B. 機械施設：</p> <p>C. 作業時間：</p> <p>□ 2 本工事の着手と完成時に、付近の家屋及び工作物等の概観調査を行い、工事による影響を把握すること。なお、調査方法、範囲等については監督員と協議すること。</p> <p>□ 3 その他 内容：</p>

項目	事項																																																													
安全対策関係	<p>■ 1 全作業員に対して工事期間中定期的に安全教育、研修訓練を、月1回・半日以上必ず行い、施工計画書等に明記すること。特に、作業員が変わったとき及び、作業内容に変更があったときは必ず行うこと。</p> <p>■ 2 一般交通の支障となる箇所には、交通安全管理に十分注意し、道路工事保安施設設置基準により保安施設等を設置し施工すること。</p> <p>□ 3 交通誘導警備員については、警備業法による警備員とし配置場所は監督員と協議するものとする。 交通誘導警備員は、設計上、下表のとおり見込んでいるが、警察等の協議により変更が生じた場合等は別途協議する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">現場条件</th> <th colspan="3">交通誘導警備員A</th> <th colspan="3">交通誘導警備員B</th> </tr> <tr> <th>日数</th> <th>配置人員</th> <th>人数</th> <th>日数</th> <th>配置人員</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>昼間勤務（8：00～17：00） （うち交代要員0人）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>夜間勤務（20：00～5：00） （うち交代要員0人）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>24時間勤務 （うち交代要員0人）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>上記は積算上の条件を明示するものであり、日数及び人数を指定するものではない。</p> <p>□ 4 その他 内容：</p>	区分	現場条件	交通誘導警備員A			交通誘導警備員B			日数	配置人員	人数	日数	配置人員	人数	1	昼間勤務（8：00～17：00） （うち交代要員0人）							2	夜間勤務（20：00～5：00） （うち交代要員0人）							3	24時間勤務 （うち交代要員0人）																													
区分	現場条件			交通誘導警備員A			交通誘導警備員B																																																							
		日数	配置人員	人数	日数	配置人員	人数																																																							
1	昼間勤務（8：00～17：00） （うち交代要員0人）																																																													
2	夜間勤務（20：00～5：00） （うち交代要員0人）																																																													
3	24時間勤務 （うち交代要員0人）																																																													
工事用道路関係	<p>□ 1 搬入路の取扱は、次のとおり行うものとする。 内容：</p> <p>□ 2 仮設道路を次のとおり設置する。 内容：</p> <p>□ 3 周辺道路への損傷を把握するため、着工前と完成後に現状調査を実施すること。</p> <p>□ 4 その他 内容：</p>																																																													
仮設備関係	<p>□ 1 仮設備の構造及び、その施工法を次のとおり指定する。 内容：</p> <p>□ 2 その他 内容：</p>																																																													
排水工（濁水処理を含む）関係	<p>□ 1 河川土工等で、河川を汚濁させる場合は事前に協議のうえ、その対策の措置を講ずること。</p> <p>□ 2 濁水、湧水等の処理で次の対策を行うこと。 内容：</p> <p>□ 3 その他 内容：</p>																																																													
建設副産物関係	<p>□ 1 建設副産物等の管理基準関係 ① 建設廃棄物については、産業廃棄物処理における「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」の交付・回収した各票を監督員に提示し確認を受けること。 なお、回収したマニフェストについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を踏まえ、5年間保存すること。</p> <p>■ 2 建設副産物等の処理基準関係 ■ 土砂捨土処理について ① 土砂処理条件（小割・仮置き等） イ）捨土の種類 岩塊は、径30cm未満に破碎するものとする。 最大寸法30cm未満の塊を含む土砂を処理することは可。 ロ）日曜・祭日・夜間の捨土は原則として不可。 ハ）夜間発生した土砂は、仮置きして運搬捨土するものとする。</p> <p>② 土砂処理場所 □ 指定処分A 残土の処分場所は、_____ 運搬距離は、_____ kmとする。 ■ 指定処分B 残土の処分場所は、4kmの範囲内に処理すると想定するが、受注後、請負者の裁量により処分地を確保するものとし、運搬距離については別途協議する。</p> <p>■ 建設発生土処理先の見やすい場所に必ず標識を掲げること。</p> <p>□ コンクリート、アスファルトコンクリート及び木材の分別解体・再資源化について ① 処理について 本工事から発生するアスファルト廃材、コンクリート廃材及び木材は、足利市建設副産物の管理基準により、適正に処理するものとする。</p> <p>② 処理条件 アスファルト塊、コンクリート塊の建設廃棄物は径30cm未満に小割りし、資源化施設（破碎工場）に持込み、処分するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">③ 再資源化施設</th> <th rowspan="2">□ 篠崎建設(有)</th> <th rowspan="2">足利市榊崎町字馬坂地内</th> <th colspan="2">コンクリート塊</th> <th colspan="2">アスファルト塊</th> <th>運搬距離</th> </tr> <tr> <th>□</th> <th>□</th> <th>□</th> <th>□</th> <th>_____ km</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>□ トウワ建設(株)</td> <td>足利市名草下町字持舟地内</td> <td>□</td> <td>□</td> <td>□</td> <td>□</td> <td>_____ km</td> </tr> <tr> <td></td> <td>□ イズム鉱業(株)</td> <td>足利市小俣町地内</td> <td>□</td> <td>□</td> <td>□</td> <td>□</td> <td>_____ km</td> </tr> <tr> <td></td> <td>□ 足利市清掃事業(株)</td> <td>足利市久保田町地内</td> <td>□</td> <td>□</td> <td>□</td> <td>□</td> <td>_____ km</td> </tr> <tr> <td></td> <td>□ (有)石原運輸</td> <td>足利市福富町地内</td> <td>□</td> <td>□</td> <td>□</td> <td>□</td> <td>_____ km</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <th colspan="2">木材</th> <td></td> <td></td> <th>運搬距離</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>□</td> <td>□</td> <td></td> <td></td> <td>_____ km</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 再資源化施設 _____ ※上記については、積算上の条件を明示するものであり、処理施設を指定するものではない。</p>	③ 再資源化施設	□ 篠崎建設(有)	足利市榊崎町字馬坂地内	コンクリート塊		アスファルト塊		運搬距離	□	□	□	□	_____ km		□ トウワ建設(株)	足利市名草下町字持舟地内	□	□	□	□	_____ km		□ イズム鉱業(株)	足利市小俣町地内	□	□	□	□	_____ km		□ 足利市清掃事業(株)	足利市久保田町地内	□	□	□	□	_____ km		□ (有)石原運輸	足利市福富町地内	□	□	□	□	_____ km				木材				運搬距離				□	□			_____ km
③ 再資源化施設	□ 篠崎建設(有)				足利市榊崎町字馬坂地内	コンクリート塊		アスファルト塊		運搬距離																																																				
		□	□	□		□	_____ km																																																							
	□ トウワ建設(株)	足利市名草下町字持舟地内	□	□	□	□	_____ km																																																							
	□ イズム鉱業(株)	足利市小俣町地内	□	□	□	□	_____ km																																																							
	□ 足利市清掃事業(株)	足利市久保田町地内	□	□	□	□	_____ km																																																							
	□ (有)石原運輸	足利市福富町地内	□	□	□	□	_____ km																																																							
			木材				運搬距離																																																							
			□	□			_____ km																																																							

項目	事項
建設副産物関係	<p><input type="checkbox"/> 舗装版切断作業時に発生する濁水の処理について</p> <p>① 処理について 本工事におけるカッター切断作業により発生する濁水については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」に基づき適正に処理しなければならない。</p> <p style="text-align: right;">濁水 運搬距離</p> <p>② 処理施設 <input type="checkbox"/> (株)フライトワン 足利市真砂町地内 <input type="checkbox"/> _____ km</p> <p>※上記については、積算上の条件を明示するものであり、処理施設を指定するものではない。 なお、舗装版切断時に発生する濁水の処理量は、設計変更の対象とする。</p> <p>■ 3 再生材の利用基準関係（再生クラッシャーラン、再生加熱アスファルト混合物）</p> <p>① 請負者は、再資源化施設に対して、<input type="checkbox"/> 再生材の供給確認書(様式-2) により供給の可否を確認し、監督員に提出すること。なお、再生材が受給不能な場合は、別途協議すること。</p> <p>② 請負者は、再生材（再生加熱アスファルト混合物を除く）を使用する場合、6ヶ月以内の材料試験成績表を提出し承認を受けるものとする。なお使用時期と承認時期がずれる場合は、最新の材料試験成績表を、再度提出し承認を受けること。</p> <p>③ 請負者は、再生材（再生加熱アスファルト混合物を除く）の利用にあたっては、「再生材の利用基準」（栃木県県土整備部制定）を準拠することとし、現場搬入開始時には目視による品質確認状況を写真に記録するとともに、「再生クラッシャーラン品質確認状況報告書」を作成のうえ、速やかに監督員に提出するものとする。なお、報告書については、当該工事における再生材の搬入開始時に1枚作成し、その他供給元を変更する毎に最初の搬入時に1枚作成する。</p> <p>④ 目視により形状に異常が認められた場合や監督員が指示した場合、請負者の責任において現場搬入材から資料を採取し、公的試験機関（公益財団法人 とちぎ建設技術センター）での材料試験により品質管理を行い、その記録を監督員に提出するものとする。</p> <p>■ 4 建設発生土の搬出先への情報提供要領関係 本工事から発生する建設発生土を100m³以上、当該工事現場の市町村から他の市町村へ搬出する場合には、「建設発生土の搬出先への情報提供要領」に基づき、実施するものとする。</p> <p><input type="checkbox"/> 5 建設発生土情報交換システム関係 本工事については、建設発生土の工事間利用を促進するためJACICに工事データを登録している。設計図書 of 照査（共通仕様書1-1-3-2）、または設計図書の変更により、工事データに変更が生じる場合は、登録内容を変更するものとする。</p> <p><input type="checkbox"/> 6 その他 内容：</p>
環境対策関係	<p><input type="checkbox"/> 本工事は、六価クロム溶出試験の対象工事であるので次のとおり行うものとする。</p> <p>① 平成3年8月23日付け環境庁告示第46号に規定される測定方法に基づき、あらかじめ土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認する。分析の結果、六価クロムの溶出量が土壤環境基準（0.05mg/l）を超えた場合は速やかに監督員と協議すること。</p> <p>② 対象工種：_____ 検体数（施工前段階） _____ 検体</p>
危機管理対応関係	<p>■ 1 工事現場において、不審物等を発見した場合は、直ちに関係機関へ連絡し適切に処理を行うこと。</p>
情報共有システム	<p><input type="checkbox"/> 本工事は、「足利市情報共有システム実施要領(土木工事)」の対象工事である。</p> <p>① 実施にあたっては、「足利市情報共有システム実施要領(土木工事)」に基づき実施するものとする。</p> <p>② 情報共有システムで対象とする工事帳票は、工事着手前に受発注者間の協議により決定する。</p> <p>③ 情報共有システムについて、事前に監督員と協議を行い、実施することが困難と認められた場合などは実施しないことができるものとする。</p>
週休2日制工事	<p><input type="checkbox"/> 本工事は、「足利市土木工事における週休2日制工事実施要領」に基づく工事である。（発注者指定型）</p> <p>■ 本工事は、「足利市土木工事における週休2日制工事実施要領」に定める受注者の希望により週休2日制工事が実施できる工事である。（受注者希望型）</p>
その他	<p><input type="checkbox"/> 1 工事現場発生品（建設リサイクル法における特定建設資材を除く。）があるので、その取扱は次のとおり行うものとする。</p> <p style="margin-left: 20px;">品 名： _____ 数 量： _____ 現場内使用の有無： _____ 搬 出 場 所： _____</p> <p>■ 2 請負者は、工事の施工にあたって、次の事項を遵守するものとする。</p> <p>① 電波法の遵守・不法無線局搭載車両の使用禁止とし、不法無線局を搭載、又は使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。</p> <p>② 土砂等を運搬する大型自動車（最大積載量5t以上）は、「ダンプカー規制法」により規制をうけるので、法を遵守すること。</p> <p>③ 以上のことにつき、下請け業者、資材運搬業者等にも十分に指導すること。</p> <p><input type="checkbox"/> 3 その他 当該工事箇所特有の特記事項 <input type="checkbox"/> あり（特有の特記事項は以下のとおり） <input type="checkbox"/> なし</p> <p>(1) (2)</p>

標準舗装構成 S=1/5

